

料金

(1)利用料金【自己負担分(1割)料金】【介護保険対象は月額・対象外は日額の表示となっています。】

介護保険対象【月額算定】	要支援1	要支援2	保険対象外【日額】	要支援1	要支援2
基本サービス費	1,655	3,393	食事代(おやつ代も含まれま	650	650
基本サービス費(宇多津にお住いの方)※	380/1回	391/1回	おやつ代(おやつだけの料金)	70	70
若年性認知症利用者受入加算※2	240	240	サービス提供地域外送迎費	50	50
生活機能向上グループ活動加算※3	100	100	(提供地域外1kmあたり)		
運動器機能向上加算※4	225	225	サービス提供地域(坂出市内全域(諸島部を除く)宇多津町、高松市国分寺町、高松市下笠居地区)		
栄養改善加算※5	150/回				
口腔機能向上加算※6	150/回				
選択的サービス複数実施加算(I)※7	480	480	(2)お支払い【月末締め翌月払い】		
選択的サービス複数実施加算(II)※8	700	700	お支払い方法		
事業所評価加算※9	120	120	①指定口座への振り込み		
サービス提供体制強化加算(I)イ※10	72	144	②指定口座からの引き落とし		
サービス提供体制強化加算(I)ロ※10	48	96	マリネット手数料	100円(税別)	
サービス提供体制強化加算(II)※10	24	48			
生活機能向上連携加算I※11	200	200			
生活機能向上連携加算II※12	100	100			
栄養スクリーニング加算※13	5	5			
介護職員処遇改善加算(I)※14	5.9%	5.9%			
介護職員処遇改善加算(II)※14	4.3%	4.3%			
介護職員処遇改善加算(III)※14	2.3%	2.3%			
介護職員処遇改善加算(IV)※14	Ⅲ×90%				
介護職員処遇改善加算(V)※14	Ⅲ×80%				
介護職員等特定処遇改善加算(I)※15	1.2%	1.2%			
介護職員等特定処遇改善加算(II)※15	1.0%	1.0%			

◎「介護保険負担割合証」に自己負担額2割・3割の交付を受けた場合には介護保険負担分は2割・3割となります。

- ※1 事業対象者(週1回まで)・要支援1 月4回を超える場合は、1,655単位となります。  
事業対象者(週2回まで)・要支援2 月8回を超える場合は、3,393単位となります。
- ※2 40歳以上65歳未満の方で認知症のご利用いただく方の特性やニーズにあったサービスを提供する加算です。
- ※3 計画に基づき生活機能向上グループ活動サービスを1週間に1回以上実施している場合に係る加算です。  
運動器機能向上加算を算定している場合には、加算の対象となりません。選択的サービスとの同時算定不可。
- ※4 介護予防通所介護相当サービス支援計画書の計画に基づいて、介護予防通所介護相当サービス計画書を作成し、計画に基づいて実施された場合の加算になります。
- ※5 栄養改善サービスの提供が必要と認められ、栄養改善に係る加算です。
- ※6 口腔機能向上サービスの提供が必要と認められ、口腔機能に係る加算です。(月に2回を限度)
- ※7 選択的サービスを2種類実施した場合に係る加算となります。
- ※8 選択的サービスを3種類実施した場合に係る加算となります。
- ※9 香川県が一定基準を満たしているかどうかを判断し、条件を満たした場合に係る加算です。
- ※10 サービス提供体制強化加算(I)イ 介護福祉士が50%以上配置されている場合。  
サービス提供体制強化加算(I)ロ 介護福祉士が40%以上配置されている場合。  
サービス提供体制強化加算(II) 勤続3年以上の職員が30%以上配置されている場合。
- ※11 通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをすることを評価する加算です。
- ※12 運動機能向上連携加算を算定している場合。
- ※13 栄養状態の把握、栄養改善サービスの提供に係る加算です。(6月に1回を限度)
- ※14 介護職員処遇改善加算 加算I「一月あたりの総単位数」×「サービス別加算率」(注)一月あたりの総単位数と基本サービス費に各種加算減算を加えたものです。介護職員の処遇改善を目的としたものに使用されます。
- ※15 介護職員処遇改善加算と同様の計算方法となります。  
技能・経験を持った介護職員の処遇改善を目的としたものに使用されます。

◎介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当たりの利用料金(10割)を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日坂出市の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。